

三沢市 通学路安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年2月

三沢市通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

本プログラムは、三沢市内の小中学校に通う児童生徒の通学路における安全を図るために、関係機関による推進体制を組織して取り組む活動方針です。

2. 三沢市通学路安全推進会議の設置

三沢市内の通学路の安全確保に関わる関係機関が、連携を図りながら対策を実施するため、以下の機関により構成する「三沢市通学路安全推進会議」を設置しました。本プログラムは、この会議で議論し、策定しました。

- ・三沢警察署交通課
- ・三沢警察署生活安全課
- ・青森県上北地域県民局地域整備部道路施設課
- ・三沢市小中学校校長会
- ・三沢市連合PTA
- ・三沢市民生部生活安全課
- ・三沢市建設部土木課
- ・三沢市教育委員会事務局

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、①定期的な合同点検を実施するとともに、②対策実施後の効果把握を行い、対策の実効性を検証し、③さらに必要な改善を実施するサイクルを繰り返していきます。

(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・市内の小中学校の通学路について、通学路安全推進会議において設定した重点点検個所を対象に、関係機関による合同点検を定期的実施します。
- ・実施時期は、積雪時の危険個所も把握するべく、無雪期と積雪期の双方で実施します。

○合同点検の体制

- ・通学路安全推進会議の構成員で点検することとし、点検個所に関する学校教職員、保護者、地域住民(町内会)にも参加を求めます。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった危険性について、個所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード面の対策や、交通規制や交通安全教育のようなソフト面での対策など、必要に応じた具体的な対策を検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、児童生徒あるいはPTAからの聞き取りの実施など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討、実施します。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実に図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表

当面は、別添のとおりとします。